

戦前における旧筑波学園在園児の 就学実態について

池本喜代正・津曲裕次

はじめに

わが国において、戦前に設立され今も運営されている「精神薄弱」者（児）施設（以下、時に断れらぬ限り“者”の中に“児”の意味を含めて用いる）は、9施設¹⁾である。これらの施設を研究対象として、①創設者の施設構想・教育思想、②対象、③従事者、④財政、⑤建築計画、⑥教育方法、⑦地域社会との関わり、⑧生活構造の視点から総合的に研究が進められている。²⁾ 本論は、その一つの作業として、旧筑波学園³⁾の対象者問題について研究するものである。

旧筑波学園については、対象者問題を中心に研究が進められてきた。そして、大正末期の学園の経営問題と対象者、入所理由からみた対象問題の構造及び少年法保護者をめぐる実態などが明らかにされてきている。⁴⁾

旧筑波学園においては、在園児の一部を地元の尋常小学校に通学させていたことが、学園調査書等によって明らかになっている。同様に、三田谷治療教育院においても、近くの村立尋常小学校に園児を通学させ、昭和13（1938）年には園内に翠丘小学校を設けている。⁵⁾

戦前の「精神薄弱」者施設において、公立の尋常小学校へ在園児を通学させていたことは、その施設の運営方針、及び対象児を検討する上で注目すべきことである。

本研究の目的は、旧筑波学園の在園児の地元尋常小学校への就学実態を明らかにし、その就学児童の特質を検討することである。この就学問題は、「精神薄弱」者施設と地域社会との関係を検討する上でも重要な課題である。

(1) 旧筑波学園の入園児規定

大正13（1924）年3月の筑波学園の設立認可申請書において、岡野は学園児童の入園規定を次のように定めた。「第十条 年齢六歳以上 幼少

年ニシテ小学校令第三十三条ニ規定セラレタル低能・白痴・病弱児童ニシテ猶予免除セラレ就学ノ義務ナキモノニシテ、入園審査ニ合格セル者『但シ審査報状用紙ハ本園ヨリ之レヲ付興ス』⁶⁾

小学校令第33条は、「学齢児童保護者ノ義務」—つまり就学させる義務—の免除規定であるが、児童の就学する権利が認められていなかった当時においては、岡野が児童の就学する義務なき者として扱っているのは当然のことと言える。だが、岡野はこれらの者に対し教育をあたえなくてよいと考えていたのでないことは言うまでもない。彼は、「能力不完全なものは取り残されて果ては義務教育の時期に到達するも就学出来ないという不公平を見るのは嘆わしむ事で人道上軽々に附すべからざる大問題である。」⁷⁾という問題意識を有していた。そこで、岡野は「劣等なる児童と誰も人間として生れた以上は人間とし相当の能力を付与したいとの微衷から」⁸⁾学園を設立したのであった。

旧筑波学園は、大正13（1924）年東京少年審判所所属の保護団体に加入し、同年2月から非行をなす「精神薄弱」児に限り、同少年審判所からの委託児を受け入れることとなった。これは、感化施設において「精神薄弱」を伴う児童の問題が起こるものの、当時このような非行「精神薄弱」児を取り扱う施設が少なかったために、司法省より依頼されたものであった。すなわち、この時より旧筑波学園は、個人委託と少年審判所からの委託という2本立ての委託方式をとることとなった。

(2) 山口尋常小学校への就学状況

岡野の施設構想の特徴の1つとして、「精神薄弱」児の保護・教育のみならず、地域社会の住民をも対象として考えていたことが挙げられる。すなわち、青少年のための図書館、児童倶楽部、あらゆる成人のための講演会などを考えていた。⁹⁾ 物的・人的条件から前者2つは実現することがで

きなかった。

また、岡野は地域住民を学園の援助者としてまきこもうとした意図を有していた。村の名士（村長・村会議員・地主）や教育・司法・行政関係者を講師あるいは相談役として協力をおおごとと企図しており、¹⁰⁾ 旧筑波学園設立以前から岡野は山口尋常小学校長と接触をしていたと考えられる。

前述の講演会は、大正13（1924）年8月1日筑波学園にて初めて夏期講習会として催された。この講習会は、筑波教育会の後援で行なわれ、筑波郡を中心に教員が80名程参加したことから考えて、山口尋常小学校にも参加を呼びかけたものと思われる。そして、山口尋常小学校長野尻義平から岡野へ「講習会出席希望者問合せの件」についての手紙が送られている。これは、年代は不明であるが、講習会を開く際には、このように山口尋常小学校にも案内状が出されていたに違いない。

後述するが、学園の児童が山口尋常小学校に通学するのは、大正14（1925）年以後のことであるが、同年1月1日には野尻校長から岡野に年賀状が出されている。

以上のことから考えて、岡野と野尻校長とが学園在園児の就学する以前から接触を持っていたことは明らかであるが、2人の中で学園の児童の就学問題がどのように取りあげ、話されたか、その経緯は不明である。

昭和2（1927）年2月の学園調査書¹¹⁾によれば、「義務教育未了者」において、村立尋常小学校に「現ニ本園ヨリ2名通学セシメ」ていると記されている。それでは、義務教育未了者のうち、いかなる児童が通学したのであろうか。同調査書において「本園収容ノ児童ハ精神薄弱ナルヲ以テ教育義務年限到達セルモ、低能ナルガ故ニ就学シ能ハザル者ヤ或ハ就学セル事アルモ到底進級シ能ハザル等ノ故ヲ以テ殆ンド義務教育未了者ノミ」であるが、連関調和教育法によって「幸ニシテ成績良好ナルモノニ就テハ予テヨリ連絡ヲ執リ居ル村立小学校ニ通学セシムル事トス」¹²⁾（傍点筆者）と述べられている。

学園児童の山口尋常小学校への就学は、学園側の資料だけでは、就学児童数、在籍年数など就学の実態が明らかにならない。従って学園内部の資

料（主に審査報状）と共に山口尋常小学校の資料（学校沿革史、学園児童の学籍簿・操行簿）などを用いて、学園児童の就学実態を明確にする。

旧筑波学園から山口尋常小学校に通った者で、小学校にその学籍簿が残されている者は8名である。この他に、学籍簿は残されていないものの、学園側の資料から山口尋常小学校に通学したことが明らかな者が2名いる。それは皆〇〇〇と川〇〇〇である。川〇〇〇は「性格異常」のため個人委託されてはいるが、決して「精神薄弱」ではなく、学園の従事者の縁者であり、学園の対象児とは言えない者であった。¹³⁾

小学校に学籍簿が残っている8名と皆〇〇〇の就学状況及び学園での在園期間を示したのが、図1である。

図1に示したように、9名中最も在籍年数の長い者は、1年次から卒業までの6年間、そして、最も短い者は約1ヶ月間だけである。この1ヶ月しか在籍しなかった金〇〇〇は、東京桜川尋常小学校6学年次の2月21日、卒業間際にして山口尋常小学校に転校してきている。その理由を示す資料はないが、山口尋常小学校で評価された成績は中位であり、学力に特に問題があったとは思われない。学校での保護者は岡野豊四郎となっており、その「児童トノ関係」は「委託児（縁故者）」とされている。何らかの家庭的な問題、あるいは金〇〇〇の素行上の問題があったように思われる。

卒業状況についてみると、9名のうち6名が卒業している。残り3名のうち、1名は退園・転校1名が5年の4月に退学、そしてもう1名は死亡した。このように、就学は特に問題（例えば家庭上の）がなければ、一時的ではなく卒業まで続いていたのである。

次に在籍者数についてみてみよう。大正13(1924)年度から、昭和7（1932）年度までの13才未満の個人委託者と山口尋常小学校の在籍者数を示したのが、表1である。

この表からわかるように、学齢段階にある児童の一部が就学をしていたわけだが、年度によってその割合はまちまちであり、一定しない。

学園の児童が在学していた期間の山口尋常小学校の学級数・生徒数・卒業生徒数を示したのが表

年	就学状況・在園状況	就学者数	園児総数
大正13年	吉○○○ (個) 皆○○○ (少)	1	1
大正14年	西○○○ (個) 6	3	8
大正15年	2 卒業	2	5
昭和2年	3 松○○○○ (個) 吉○○○ (個)	2	16
昭和3年	4 5 1	4	16
昭和4年	6 3 4 5 2	4	14
昭和5年	卒業退園 卒業 退園 島○○○○ (個) 転校退園	2	14
昭和6年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	13
昭和7年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	17
昭和8年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	17
昭和9年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	18
昭和10年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	19
昭和11年	卒業退園 卒業 退園 退園	1	19
昭和12年	I □(個)(少) 金○○○○ 6□ 卒業 小○○○○ 2□(少) 3□(少) 死亡	3	22
昭和13年	在就個人少年 園学人審判 委託所委託 岩○○○○ 6□(少) 卒業 退園	0	()
昭和14年	在就個人少年 園学人審判 委託所委託 岩○○○○ 6□(少) 卒業 退園	1	28
昭和15年	在就個人少年 園学人審判 委託所委託 岩○○○○ 6□(少) 卒業 退園	0	23
昭和16年	在就個人少年 園学人審判 委託所委託 岩○○○○ 6□(少) 卒業 退園	0	23
昭和17年	在就個人少年 園学人審判 委託所委託 岩○○○○ 6□(少) 卒業 退園	0	23

図1. 学園児童のうち山口尋小在籍者の就学状況と在園状況

表1. 13才未満の個人委託者の在所数と山口尋小の在籍者数

年令	年度	年度								
		大13	大14	大15	昭2	昭3	昭4	昭5	昭6	昭7
7才未満		0	1	0	0	0	0	0	0	0
7才以上 10才未満		1	2	3	1	5 (1)	3	4	0	0
10才以上 13才未満		0	0	2 (1)	3	4	4	5	7	6
計		1	3	5 (1)	4	9 (1)	7	9	7	6
山口尋小の在籍者		1	2	2	2	4	4	2	1	1

注(1)大正13年から昭和7年までにおいて、13才未満の少年審判所委託者は入園していない。

注(2)年令別入数中()内は女子数

表2. 山口尋常小学校の生徒数と学級数

年 度	学級数	生 徒 数			卒 業 生 徒 数		
		男	女	計	男	女	計
大13年(1924)	3	72	86	158	8	9	17
大14年(1925)	3	79	93	172	12	16	28
大15年(1926)	3	77	91	168	12	23	35
昭2年(1927)	3	82	75	157	14	10	24
昭3年(1928)	3	89	80	169	17	11	28
昭4年(1929)	3	92	83	175	7	17	24
昭5年(1930)	3	95	73	168	16	19	35
昭6年(1931)	3	93	95	188	13	13	26
昭7年(1932)	3	91	67	158	17	6	23
昭8年(1933)	3	85	77	162	19	12	31
昭9年(1934)	3	87	75	162	15	13	28
昭10年(1935)	3	78	70	148	11	6	17
昭11年(1936)	3	82	73	155	14	11	25
昭12年(1937)	3	75	80	155	11	16	27
昭13年(1938)	3	81	77	158	11	16	27
昭14年(1939)	3	87	80	167	20	11	31
昭15年(1940)	3	86	78	164	9	10	19
昭16年(1941)	3	88	83	171	10	8	18

2である。この期間において、教員3名、全校生徒約160名前後で、学級数は3である。つまり、2学年にわたり、1学級50余名の複式教育が行なわれていたのである。

次に、就学した各児童の状況について検討していく。学園から最初に、山口尋常小学校に通学したのは、皆〇〇〇である。彼は、東京少年審判所から、「性格異常・盗癖」を理由として委託され、大正13（1924）年6月に入所している。彼の教育歴は、次のようであった。「尋常4年迄行キタリシガ一年落第シタリ 結果ハ悪シ」¹⁴⁾

彼は、明治44（1911）年4月生れであるから、入所時は13才であった。しかし、彼は入所後、約半年後の大正14（1925）年1月8日より尋常小学校5年生として通学し始める。その頃書いた作文が、次の「私の学校」である。当時の学校のようす及び彼の心構えがうかがえる。

「私の学校」

私の学校は小田村山口の小学校です 今五年生へ通っています 山口の学校には女の先生が一人で男の先生が二人です
みんなよい先生で 私は今校長先生は教っています どの先生も私をかわいがってくださいます 生徒は二百人ばかりで六年生まであります 東に小田山があって南面はみはらしでながめがよい学校です はじめは勉強すにもほねでしたけれどもだんだんなれて勉強するにもらくになりましたけれどもなまけると勉強が出来なくなるからいっしょうけんめいで勉強してよい人になろうと心がけています
まかぬ種子は生ぬといふたとひがあるからそのきになって勉強しています¹⁵⁾

この作文は墨で書かれたものであり、文章中、誤りも少々見られるが、字自体はたいへんしっかりしたものである。また、学園には彼の6年の時の書道作品も残されている。学園の資料によれば、「相当ノ成績ヲ以テ義務教育ヲ終了」¹⁶⁾している。

西〇〇は、6才時に「低能・白痴」として個人委託された。その入園理由として、「治療的教養」

と記されている。大正14（1925）年6月まで、東京府第二荏原尋常小学校に在学しており、旧筑波学園に入園したのは同年6月19日である。彼の父は生後半年に脳膜炎にかかり、片耳聴力損失かつ智力不完全なため、伯父が後見人となっていた。家庭内における西〇〇の養育が困難となったための処置であると考えられる。

入園後の成績は良かったため、「治癒シタレバ大正14年9月ヨリ山口小学校ニ通学ス」¹⁷⁾ になった。彼の学籍簿を表に示したのが、表3である。「白痴・低能」と診断されたにもかかわらず、表3に見るように学校での成績は非常に優秀である。欠席日数も少なく、栄養状態等の身体状況も普通である。

吉〇〇〇は、大正13（1924）年10月25日まで、東京市赤城尋常小学校に在学していたが、旧筑波学園に個人委託される。父の職業は「無業」となっており、弟（吉〇〇）も2年後に入園していること、又、障害について特に記録はないことから、彼も家庭に養育問題があるために入園させられたものと思われる。

学校での成績を表4に示したが、算術が他の教科と比べて落ち込みが見られる。発育状況は普通で、栄養・健康面に特に問題は見あたらない。彼の卒業と同時に学園を退園し、青森へ移っている。

吉〇〇は、兄の吉〇〇〇が入園した後、約2年遅れた昭和2（1927）年3月に入園してくる。5才の時である。入園規定の6才以上のものにあてはまらないが、間もなく6才になること、そして、兄が入園していることなどが考慮されて入れられたものであろうが、このことから、彼の家庭事情による入所であると考えられる。

彼は、昭和3（1928）年4月、山口尋常小学校に入学した。保護者には岡野豊四郎がなっている。成績は中の上で甲と乙だけである。一年次は欠席日数も1日だけであるが、二年次は病欠8日、事故欠席10日と多くなっている。事故欠席は、転校（引越）に関係があるかも知れない。彼の身体状況については、「身体発育悪」く「席ニ身ノシマリ悪シ」又、「落付ナシ」とされ、友人関係は一年次の時は普通となっているが、二年の時は「他児ト交リ密ナラズ」とある。また、動作は鈍く、言

表3 西〇〇の学籍簿

考 備	第六学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	学年	名 氏	
								西 〇 〇	
	甲	甲	乙	乙	甲	甲	身 修	卒業年月日 昭和六年三月二十五日	入学年月日 昭和六年三月二十五日
	乙	甲	甲	甲	甲	甲	語 国		
	乙	甲	乙	甲	甲	甲	術 算		
	乙	甲					史 国		
	乙	甲					理 地		
	乙	甲					科 理		
	乙	甲	甲	甲	甲	甲	画 図		
	乙	甲	甲	甲	甲	甲	歌 唱		
	甲	甲	乙	乙	甲	乙	操 体		
							縫 裁		
							工 手		
	乙	甲	甲	甲	甲	甲	行 操		
	266	262	259	264	254	132	数 日 出 席		
	0	0	5	1	5	4	病 欠 席 日 数		
	0	3	0	0	2	0	事 故		

表4 吉〇〇〇の学籍簿

考 備	第六学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	学年	名 氏	
								吉 〇 〇 〇	
	丙	乙	乙	丙	乙	丙	身 修	卒業年月日 昭和五年三月二十五日	入学年月日 昭和五年三月二十五日
	乙	乙	乙	乙	丙	丁	語 国		
	丙	丁	丁	丙	丁	丁	術 算		
	甲	丙					史 国		
	乙	丙					理 地		
	乙	丙	乙				科 理		
	乙	乙	乙	乙	乙	丙	画 図		
	乙	乙	乙	乙	甲	乙	歌 唱		
	乙	乙	丙	乙	乙	乙	操 体		
							縫 裁		
							工 手		
	丙	丙	丙	乙	丙	乙	行 操		
	265	264	264	258	260		数 日 出 席		
	0	0	1	2	3		病 欠 席 日 数		
	0	0	0	0	0		事 故		

語は少し「渋ル」状態であった。¹⁸⁾ 彼も兄の吉〇〇が卒業すると同時に引越し、青森市大工小学校に学籍が送付されている。

松〇〇〇は、昭和3(1928)年6月3日に「精神薄弱児(低能白痴)の治療的教養ノ目的ヲ以テ」個人委託されている。別の資料によれば、「性格異常、盗癖、浮浪」が入所理由となっている。彼は

私生児であり、保護者は無職である。「治療的教育を目的に入園しているが、家庭の養育問題も関係するものと考えられる。「直チニ治癒シタレバ昭和三年九月ヨリ山口小学校へ通学セシム」¹⁹⁾と学園の記録にはあるが、転校手続きは東京府下羽田尋常小学校より10月1日になされている。成績を表5に示すが、「乙」が中心で特に問題はないと言えよう。

表5 松〇〇〇の学籍簿

考 備	第六学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	学 年	名 氏	
								松	〇
昭和三年十月一日東京府下羽田尋常小学校ヨリ転校 昭和七年四月一日本籍地へ復帰ニ付退学		乙	乙	丙			身 修	〇	
		乙	乙	乙			語 国	〇	
		丙	乙	乙			術 算	〇	
							史 国		
		乙					理 地	卒 業 年 月 日	入 学 年 月 日
		乙	丙				科 理		
		乙	乙	乙			画 図		
		丙	甲	甲			歌 唱		
		乙	乙	乙			操 体		
							縫 裁	昭和三年十月一日	
							工 手	昭和七年四月一日	
		乙	乙	乙			行 操		
		220	262	158			数 日 席 出		
		46	3	2			病 氣	欠 席 日 数	
	0	0	0			事 故			

彼の身体状況は普通で、2年・3年次は2・3日しか欠席していないが、5年次には46日も病欠となっている。昭和7(1932)年4月の退学・退園と関わりがありそうだが、その理由は明らかでない。本籍地に復帰の際、元の羽田尋常小学校に学籍送付はなされていない。

島〇〇〇は、昭和5(1930)年「身体薄弱児」として8才か9才の時に個人委託される。父母は健在で、商売をしており経済的にも豊かであり、彼を入園させたのは、専門的な保護・教育を求めたことである。

彼は、昭和7(1932)年4月に山口尋常小学校に入学して、卒業までの6年間在学した。入学

年齢は10才であった。彼の成績を表6に示す。成績上の問題はないが、1年次から6年次までずっと「発育不済」であり、欠席日数は3年次まで大変多い。なお、彼は学園に11年3ヶ月も在園した後、昭和16(1941)年8月末に退園するが、その後学園にたびたびしっかりした手紙を出している。

小〇〇〇は、昭和11(1936)年11月4日まで東京市千寿第四尋常小学校第2学年に在籍しており、同月6日少年審判所より委託され旧筑波学園に入園してきた。山口尋常小学校には、同月7日足立区長より学籍送付され、10日に受理された。彼の成績は、図画が6で、その他は全て4、操行

表6 島〇〇〇の学籍簿

考 備	第六学年	第五学年	第四学年	第三学年	第二学年	第一学年	学年	名 氏	
								島	〇
	6	5	5	5	6	4	身 修	〇	
	6	5	5	6	7	6	語 国	〇	
	6	5	5	4	4	6	術 算	〇	
	4	5					史 国		
	4	5					理 地		
	4	5	5				科 理	卒 業 年 月 日	入 学 年 月 日
	7	5	5	5	7	6	画 図		
	7	5	5	8	6	7	歌 唱		
	6	5	5	5	5	5	操 体		
							縫 裁		
							工 手		
	乙	乙	乙	乙	乙	乙	行 操		
	251	261	256	134	214	199	数 日 出 席	昭和十三年三月二十八日	昭和七年四月一日
	6	4	9	129	34	18	病 欠 席 日 数		
	0	0	0	0	16	48	事 故 日 数		

は乙である。出席日数77日で、病欠は34日で $\frac{1}{3}$ ほど欠席している。彼は、昭和12（1937）年8月12日学園にて死亡し、同時に処分取消となっている。

金〇〇〇は、昭和12（1937）年2月に入園している。学園内に資料がないため、入園理由は不明であり、又、いつまで学園にとどまっていたかも明らかでない。前述したように、卒業1ヶ月前に転校してきており、学校での成績は唱歌6、体操7であとは全て5である。

岩〇〇〇は、昭和13（1938）年5月8日少年審判所より委託され、入園した。13才の時である。彼女は、昭和11（1936）年3月東京市淀橋第七尋常小学校において第5学年を修了している。おそらく、その後問題を起こし、少年審判所から学園に委託されたものであろう。3年間のブランクをもって、昭和14（1939）年4月1日に山口尋常小学校に転入し、翌年3月20日卒業。成績は、算術・国史・地理・理科が3で、国語4、残りは5である。欠席は病欠41日と多い。なお、彼女は昭和17（1942）年4月に学園にて死亡し、処分

取消となっている。

(3) 岡野と山口尋常小学校職員との交渉

旧筑波学園から園児の山口尋常小学校への就学を検討する上で、学園長岡野豊四郎と山口尋常小学校職員との相互交渉がいかなるものであったか検討する必要がある。岡野と山口尋常小学校職員との接触を考える1つの手がかりとして、両者の間で交わされた文書が挙げられる。当然のことながら、山口小学校には、岡野からの文書は残存しない。従って、山口尋常小学校関係者から旧筑波学園へ出された文書を中心に、両者の相互関係を検討する。

山口尋常小学校関係者からの文書は、学園に51通残されている。そのうちの大多数は、切手の貼られていない手紙であり、学校に就学していた児童などの手によって、旧筑波学園へ届けられたものと考えられる。文書の70%弱の33通が小学校行事—四方拝祝賀会（ $\frac{1}{1}$ ）、紀元節（ $\frac{2}{11}$ ）、明治節（ $\frac{11}{3}$ ）、天長節、卒業式、学芸会、連合運動会—への案内状である。これらの案内状を年度別に分類して表わしたのが、表7である。

表 7. 山口尋常小学校からの案内状

年 度	行 事								行事以外			校 長
	新 年 会	紀 元 節	天 長 節	明 治 節	連 合 運 動 会	入 学 式	卒 業 式	学 芸 会	同 窓 会	託 児 所	そ の 他	
大13年（1924）												↑ 野尻義平 ↓ 沼尻豊之輔 ↓
大14年（1925）			○		○		○				○1	
大15年（1926）			○		○		○	○				
昭2年（1927）	○				○						○2	
昭3年（1928）				○	○		○					
昭4年（1929）			○				○				○3	
昭5年（1930）				○	○		○	○	(川村)		○4	
昭6年（1931）		○	○	○								
昭7年（1932）	○											
昭8年（1933）												
昭9年（1934）												
昭10年（1935）						○				○		
昭11年（1936）		○		○	○							
昭12年（1937）	○								(川村)			
昭13年（1938）			○									
昭14年（1939）												
昭15年（1940）												
昭16年（1941）										(不明)		
昭17年（1942）												

1. 天皇陛下銀婚式 4. 教育勅語40周年
 2. 大正天皇祭日 注) 託児所の件は、寄付願いである。
 3. 講演会案内 (川村) は、川村宛を意味する。

旧筑波学園に学校の行事への案内状が届けられるようになったのは、大正14（1925）年以降である。これは、学園から園児が山口尋常小学校へ就学し始める時期と一致する。また、岡野と野尻校長との間で頻繁な接触がもたれるようになったのも、やはりこの頃からのようである。大正15（1926）年7月2日の野尻校長の手紙では、「先日は仰せに甘じて無遠慮に頂戴致し酔酩の余り」の失言をわびて、次に書籍（青年講座第一号）の貸与を依頼している。同年9月にも「是非参園いたし度

候へども」都合が悪いと返答したり、また昭和2（1927）年の手紙にもあいさつ文として、「過日は丁寧なる御馳走様に預り、御礼申し上げます。」などと書き出した手紙が2通（3月22日付、6月17日付）残っている。このように、野尻校長は旧筑波学園を訪問し、岡野と酒をくみかわしながら語りあうことも少なくなかったようである。

また、物品の貸借も山口尋常小学校と旧筑波学園の間で行なわれていた。例えば、岡野が学校から謄写版を借りる依頼をしたり、²⁰⁾ 逆に野尻校長

が学園から同窓会の時に蓄音機を借りた際の礼状も残っている。²¹⁾ 学園と学校との間で、このような協力関係が存在していた。

野尻が校長として存在していた昭和6年度(1931年度)までの期間は、表7に示したように、卒業式、連合運動会などの学校の主な行事への案内状が岡野に対して欠かさず届けられている。これは、園児が在学していたということもあるだろうが、岡野や川村もと(旧筑波学園従事者)が卒業式の際の賞品を寄贈していた²²⁾ことなどから見て学校に積極的に働きかける者として扱えられていたと思われる。

岡野と山口尋常小学校との関わりは、野尻校長とだけではなかった。大正15(1926)年の頃の教員は、野尻義平、加茂川千速、野尻敬子の3名であった。²³⁾ 野尻敬子は、岡野と大変親しかったようで、大正15(1930)年8月には、水戸の女子師範学校宿舎からハガキをよこしているし、²⁴⁾ また「一緒に上京したし」という内容のハガキもある。²⁵⁾ 学校では彼女は学園からの子どもの教育にあたっていて、吉〇〇の悪さの件について岡野に報告したり²⁶⁾ 「御来遊下さいませんか」²⁷⁾ という手紙も残っている。東京少年審判所への「学園の保護状況報告」の中に、教育の担当者に岡野の名と共に野尻義平と野尻敬子の名が挙がっており、彼らが山口尋常小学校で児童の教育を担当していたことを示している。

まとめ

旧筑波学園児童の山口尋常小学校への就学状況は、前述のようなものであったが、就学児童9名の就学上の特徴を列記しよう。第1に学業面において、成績不良なものはいないことである。岩〇〇〇が、国語、算数、国史、地理において、成績がかんばしくない例を除いて、他の者は中位、又は上位である。中でも、西〇〇はほとんど甲という良い成績を修めている。「東京少年審判所十年史」の旧筑波学園の項において、その保護状況として「園内授業は尋常四年程度、尋常五年以上の学力のあるものは村立小学校と連絡をとり適当の学級に通学せしむ」と記されているように、山口尋常小学校へ就学していた児童は、ある程度の成績を修

めると予想される者に限られていたと言えよう。

第2に、個人委託され、就学した児童の入園理由は、家庭の養育困難によるもの、専門的な保護・教育を求めたものであり、特定な理由に限定されていない。個人委託の低能児の場合、処遇課題を規定する入所理由は、3つのパターンに類型化される。²⁹⁾ 第1は、専門的教育(特殊教育)を目的に追求して入所した場合、第2は不良性に対する感化教育要求からの入所であり、第3は家庭養育困難の増大による入所である。西〇〇や吉〇兄弟は第3グループに入るものであり、島〇〇〇は第1グループに属すると言えよう。少年法による委託児も、就学していることより、入所理由と就学の有無は関係なかったと言えよう。

第3に、学齢段階を超過した児童も、就学していたことである。就学していた9名のうち、学齢段階を超えていた者は3名である。うち2名は、少年審判所からの委託児であり、皆〇〇〇は13才にて5学年に、岩〇〇〇は14才にて6学年に編入している。島〇〇〇は個人委託なれども、発育の遅れのため年令を4才詐称して、10才の時に1年生として入学している。このように、学齢を過ぎた児童をもその成績が良好ならば就学させていることは注目すべきことである。

また、岡野と山口尋常小学校教員との間には、児童の問題をめぐって、あるいは行事において密接な関係を保っていたと言える。ただ就学させるのみならず、学校の教員と公私共に付きあっていた点が両者の関係の特色である。

今後の課題としては、就学していなかった園児の特質・実態を明らかにすることがあげられる。また、旧筑波学園の運営をみる際に地域社会の視点は必須であり、今後そちらからの研究も進める必要がある。

最後に、本研究に貴重な御援助・助言を下さいました筑峯学園長、岡野和子氏に深く感謝の意を表します。

註

1) それらの施設名(設立年度、設立者)は次の通りである。

滝乃川学園(明治24年、石井亮一)

- 白川学園（明治42年，脇田良吉）
 桃花塾（大正5年，岩崎佐一）
 久美学園（大正7年）
 藤倉学園（大正8年，川田貞次郎）
 筑波学園（大正12年，岡野豊四郎）
 三田谷治療教育院（昭和2年，三田谷啓）
 八幡学園（昭和3年，久保寺保久）
 六方学園（昭和6年，田中正雄）
- 2) 精神薄弱者施設史研究会は，1973年に発足し，上記の施設を研究対象として研究を進めている。筆者らもその一員である。
 - 3) 大正12年に設立された筑波学園は，昭和27年茨城県に移管され，県立筑波学園となり内原町に移転する。「筑峯学園」が従来の建物・敷地を引きつづき存続している。この両者を区別するため，大正12年から昭和27年までの筑波学園を旧筑波学園と称する。
 - 4) 山田 明，旧筑波学園の施設構想の展開における財投・経営問題，精神薄弱者施設史研究，創刊号，pp. 107 - 129, 1979. 6.
 山田 明，戦前精神薄弱者施設における処遇の特質と規定条件，日本社会福祉学会関東部会紀要，創刊号，pp. 52 - 73, 1980. 3. など。
 - 5) 三田谷治療教育院の初期には，虚弱児も収容しており，それらの者を中心に村立尋常小学校へ通学していたものと思われる。翠丘小学校においては，「精神薄弱」児に対し特殊教育が行なわれていた。三田谷治療教育院，三田谷治療教育院創立三十周年記念集，pp. 98, 1956.
 - 6) 岡野豊四郎，筑波学園設立認可申請書，大正13年3月31日付
 - 7) 同上書
 - 8) 同上書
 - 9) 同上書，及び，岡野豊四郎，筑波学園要覧下書（と思われるもの）pp. 7, 年代不明（設立当初頃のもの）
 - 10) 岡野豊四郎，学園役員案名簿，年代不明
 - 11) 岡野豊四郎，学園調査書，東京少年審判所宛，昭和2年2月
 - 12) 同上書
 - 13) 岡野和子氏聞き取り，昭和55年8月29日
 - 14) 皆〇〇〇審査報状，年代不明
 - 15) 皆〇〇〇，「私の学校」(作文)，大正14, 5年頃
 - 16) 岡野豊四郎，東京少年審判所への報告書下書き，昭和2年2月頃
 - 17) 岡野豊四郎，報告書，年代不明
 - 18) 吉〇〇〇操行簿 山口尋常小学校
 - 19) 岡野豊四郎，個人記録（松〇〇〇）
 - 20) 手紙（野尻校長→岡野），依頼に対する返事，昭和元年〇月29日付
 - 21) 手紙（野尻校長→岡野），年代不明
 - 22) 野尻校長から岡野と川村もとに対して賞品寄贈に対する礼状が残っている。（野尻校長→川村もと，昭和4年4月27日付，野尻校長→岡野，昭和6年3月14日付）
 - 23) 塙泉嶺，筑波郡郷土史，宗教新聞社，1926, p. 284.
 - 24) 葉書（野尻敬子→岡野），大正15年8月10日付
 - 25) 葉書（野尻敬子→岡野），昭和13年9月15日付
 - 26) 手紙（野尻敬子→岡野），年代不明，4月18日付
 - 27) 手紙（野尻敬子→岡野），年代不明，7月4日付
 - 28) 岡野豊四郎，学園の保護状況報告，年代不明
 - 29) 山田明，わが国戦前の精神薄弱者施設の総合的研究XIX - (3)旧筑波学園の直接委託者にみる対象問題の特徴一，日本社会福祉学会第26回大会発表要旨集，1978, pp. 5 - 6

Summary

A Study of on Transfer of Children from the Fomer Tsukuba-Gakuen Institution to Regualr Schools in Pre-War

Kiyomasa Ikemoto, Yuji Tsumagari

The purpose of this study is to make clear the conditions that lead to a transition from attendance at the former Tsukuba-Gakuen Institution for the M.R.; founded in 1923 by Toyoshiro Okano, to the regular school in the area.

Nine children were sent from Okano to the regular school during the period from 1925 to 1940. Among those children, six completed the regular school, and others moved to other schools or died prior to the graduation.

Three characteristics of the children who attended the regular school were as the following.

(1) The children kept good grade points at school. Okano's policy is; "The lessons offered in the institution are at fourth grade level, Children with performance at fifth grade level or higher may attend appropriate classes under a cooperative contact with the school."

Thus, only the children showing the performance good enough to make relativity high grade points at the regular school were allowed to attend the school. You should notice that in fact there were children with such a high ability in the Okano institution.

(2) For those children who attended the regular school, the reasons for their being in the Okano institution were: (1) the difficulty of bringing up the child, (2) the need of the special care and education, and (3) commitment for guidance and care under the Juvenile Law. There was not a single specified reason.

(3) There were a few children, who were over school age and who attended the regular school. Three of the nine children were over school age, and two of them were committed under the Juvenile Law.